

令和 8 年度訪問系障害福祉サービス暑さ対策緊急支援事業補助金交付要綱

7 福祉障地第1236号
令和 8 年 3 月 1 8 日

(通則)

第 1 条 東京都（以下「都」という。）は、訪問系障害福祉サービス暑さ対策緊急支援事業実施要綱（令和 8 年 3 月 18 日付 7 福祉障地第 1235 号。以下「実施要綱」という。）に基づき、別表で定める訪問系障害福祉サービスを行う事業所で勤務する居宅介護員等（以下「居宅介護員等」という。）の熱中症対策・暑さ対策に資する物品の購入に要する経費に対し、予算の範囲内において補助を行うものとし、その補助金の交付については東京都補助金等交付規則（昭和 3 7 年東京都規則第 1 4 1 号）の規定によるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第 2 条 この要綱は、実施要綱の規定に基づいて行う令和 8 年度訪問系障害福祉サービス暑さ対策緊急支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定め、もって事業の適正な運営を図ることを目的とする。

(実施主体)

第 3 条 本事業の実施主体は、都とする。ただし、事業の実施に当たっては、適切な事業の運営を確保できると認められる団体等に事業の一部を委託して実施することができるものとする。

(補助対象事業)

第 4 条 この要綱による補助対象事業は、別表のとおりとする。

(対象となる施設及び事業所)

第 5 条 都内に所在する別表に定めるサービスを行う事業所とする。ただし、国又は地方公共団体が設置する事業所（地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定により指定管理者が管理するものを含む。）は除く。

(交付額の算定)

第 6 条 補助金の額の算定方法及び補助対象経費等は、別記 1 のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第 7 条 この補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（別記様式第 1 号）に係る書類を添付して、別に定める日までに東京都知事（以下「知事」という。）に提出しなければならない。なお、申請は、事業所単位で行うものとする。

(交付の決定等)

第 8 条 知事は、前条による申請があったときは、当該申請書の内容を審査し、適当と認める場合は、第 9 条に掲げる条件を付して補助金の交付を決定し、その決定の内容を申請者に通

知するものとする。

(補助条件)

第9条 補助金の交付に当たっては、補助金の交付の目的を達成するために、別記2の補助条件を付するものとする。

(申請の撤回)

第10条 申請者は、この交付の決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、この交付の決定の通知受領後14日以内に、その旨を記載した書面を知事に提出することにより、申請の撤回をすることができる。

(補助金の交付方法)

第11条 知事は、第14条の規定による補助金の額確定後、速やかに補助金を確定払により支払うものとする。

(変更交付申請)

第12条 第8条の規定に基づく決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、この補助金の交付の決定後の事情の変更により申請の内容を変更して交付申請等を行う場合の手続は、第7条の規定に準じて、変更交付申請書（別記様式第2号）により、事情の変更した日から知事が指定した日までにこれを行うものとする。

(実績報告)

第13条 補助事業者は、補助事業が完了したとき、補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したとき、又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、実績報告書（別記様式第3号）を別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第14条 知事は、第13条の規定による実績報告書の提出を受けた場合において、実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該報告に係る補助事業の成果がこの交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(暴力団の排除)

第15条 次の（1）から（3）までに掲げる者は、補助金の交付の対象としない。

- （1）暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- （2）法人その他団体の代表者、役員、使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等（暴力団並びに暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）に該当する者があるもの
- （3）社会福祉法（昭和26年法律第45号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）又はこれらの法律に基づく命令に違反する事実がある法人

附 則（7 福祉障地第 1235 号）
この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表

補助対象事業（第1条、第4条関係）

	サービス名
1	居宅介護
2	重度訪問介護
3	同行援護
4	行動援護
5	重度障害者等包括支援
6	自立生活援助
7	居宅訪問型児童発達支援
8	保育所等訪問支援
9	計画相談支援
10	地域移行支援
11	地域定着支援
12	障害児相談支援

別記 1

補助金の額の算定方法及び補助対象経費等

1 補助対象経費

この補助金の交付対象となる経費は、それぞれ以下のとおりとする。

- (1) 居宅介護員等の利用者宅等への移動時及び利用者宅等でのサービス提供時の暑さ対策、熱中症対策に資することを目的とした経費

表 1 の第 1 欄に定める経費とする。

- (2) 居宅介護員等が利用者宅等でのサービス提供時に熱中症リスクを感知する機器の購入経費

表 2 の第 1 欄に定める経費とする。

2 補助基準額

この補助金の補助基準額は、各事業所の職員数に応じて設定した、表 1 及び表 2 の第 2 欄に定める補助基準額とする。

なお、職員数は、第 7 条に規定する補助金の交付申請時点において事業所に勤務する居宅介護員等の実人数とし、常勤・非常勤の別は問わないものとする。

3 交付額

この補助金の交付額は、対象となる事業所ごとに、表 1 及び表 2 の第 2 欄に定める補助基準額と、上記 1 の補助対象経費として事業所が支出した額から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較していずれか比較して少ない額を選定し、これに表 1 及び表 2 の第 3 欄に定める補助率を乗じて得た額を都の予算の範囲内において交付するものとする。

また、補助金の額に 1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(表 1)

1 補助対象経費	2 補助基準額	3 補助率	4 補助金の額の算定方法
居宅介護員等の熱中症対策・暑さ対策に資する物品(ファン付き作業着、保冷剤入りベスト、首掛け扇風機等)の購入に要する経費(消費税及び地方消費税は除く。)	①職員数 10 人以下の事業所 100 千円	4 分の 3	第 1 欄に定める補助対象経費と第 2 欄に定める補助基準額をいずれか比較して少ない方の額に、第 3 欄に定める補助率を乗じて得た額。 ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。
	②職員数 11 人以上 20 人以下の事業所 200 千円		
	③職員数 21 人以上 30 人以下の事業所 300 千円		
	④職員数 31 人以上 40 人以下の事業所 400 千円		
	⑤職員数 41 人以上の事業所 500 千円		

(表2)

1 補助対象経費	2 補助基準額	3 補助率	4 補助金の額の算定方法
居宅介護員等が利用者宅でのサービス提供時に熱中症リスクを感知する機器（温湿度計、携帯熱中症計等）の購入に要する経費（消費税及び地方消費税は除く。）	①職員数10人以下の事業所 50千円 ②職員数11人以上20人以下の事業所 100千円 ③職員数21人以上30人以下の事業所 150千円 ④職員数31人以上40人以下の事業所 200千円 ⑤職員数41人以上の事業所 250千円	4分の3	第1欄に定める補助対象経費と第2欄に定める補助基準額をいずれか比較して少ない方の額に、第3欄に定める補助率を乗じて得た額。 ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。

補助条件

1 事情変更による決定等の取消し

補助金の交付決定後、事情の変更により特別の必要が生じたときは、知事は、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。

2 承認事項

次の（１）から（３）までのいずれかに該当するときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、（１）及び（２）に掲げる事項のうち軽微なものについてはこの限りではない。

（１）事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。

（２）事業の内容を変更しようとするとき。

（３）事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

3 事故報告

補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその理由及び遂行の見通しその他必要な事項を書面により知事に報告し、その指示を受けなければならない。

4 補助事業の遂行命令

（１）知事は、補助事業者が提出する報告書、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 221 条第 2 項の規定による調査等により、補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認められるときは、補助事業者に対し、これらに従って補助事業を遂行すべきことを命じることがある。

（２）（１）の命令に違反したときは、知事は、補助事業の一時停止を命じることがある。

5 是正のための措置

（１）知事は、本補助要綱第 14 条の調査等の結果、補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業につき、これに適合させるための処置を取ることを命じるものとする。

（２）本補助要綱第 13 条の規定による実績報告は、（１）の命令により必要な処置をした場合においてもこれを行わなければならない。

6 決定の取消し

（１）知事は、補助事業者が次のアからオまでのいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。

ア 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

イ 補助金を他の用途に使用したとき。

ウ 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

エ 労働基準法等の違反により罰金刑以上の刑に処された場合

オ 交付決定を受けた者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員、又は使用人その他の従業者若しくは構成員を含む。）が、本補助要綱第 16 条に定める暴力団員等に該当するに至ったとき。

（２）（１）の規定は、本補助要綱第 14 条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後においても適用する。

7 補助金の返還

- (1) 知事は、1又は6の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているとき、期限を定めて返還を命じるものとする。
- (2) 本補助要綱第14条の規定により交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときもまた同様とする。

8 違約加算金

- (1) 補助事業者は、1又は6の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消され、その返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領日の日（補助金が2回以上に分けて交付されている場合においては、返還を命ぜられた額に相当する補助金は、最後の日に受領したものとし、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次遡り、それぞれの日において受領したものとす。）から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。
- (2) (1)の規定により違約加算金の納付を命ぜられた場合において、納付した金額が返還を命ぜられた補助金額の額に達するまでは、その納付額は、まず当該返還を命ぜられた補助金の額に充てるものとする。

9 延滞金

補助事業者は、補助金の返還を命ぜられた場合において、これを納付日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

なお、8（2）の規定は延滞金に重用する。

10 他の補助金等の一時停止等

補助事業者が、補助金の返還を命ぜられたにもかかわらず、当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、他に同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、知事は、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納額とを相殺するものとする。

11 関係書類及び帳簿の整理保管

補助事業者は、補助事業に係る収入、支出その他関係書類を当該事業の属する会計年度終了後5年間整理保管しなければならない。

12 他の補助金等との重複の禁止

この要綱による補助金の交付と対象経費を重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。